

各自治体からの質疑事項等

平成31年3月11日（月）

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

目次

- ・ HACCP 食品等事業者団体が作成した手引書の取扱いについて……………1
（長野県、千代田区）
- ・ HACCP 食品等事業者団体が作成した手引書の取扱い等について……………2
（滋賀県）
- ・ HACCP HACCP 指導に係る通知（H31.2.1 付薬生食監発 0201 第 1 号）……………3
等について
（広島県、千葉市、名古屋市）
- ・ HACCP 許可申請時等の添付書類（HACCP 導入状況の確認）について……………5
（高崎市）
- ・ HACCP HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について……………6
（大阪市）
- ・ 営業許可制度 イベント等における臨時的な営業に関する取扱いについて……………7
（長野県、三重県）
- ・ 営業許可制度 許可等申請料について……………8
（京都府）
- ・ 営業許可制度 食品の営業規制に関する検討会について……………9
（大阪府）
- ・ 営業許可制度 許可の考え方について……………10
（高崎市）
- ・ 営業許可制度 フローズンチルドについて……………11
（中央区）
- ・ 営業許可制度、食品衛生申請等システム 廃業時の手続きについて……………12
（千代田区）
- ・ 食品リコール制度 リコールの報告先について……………13
（中央区）
- ・ 食品衛生申請等システム 自治体負担額等について……………14
（三重県、大阪市）
- ・ 改正食品衛生法の施行 法施行スケジュールについて……………15
（三重県、鳥取県）
- ・ 改正食品衛生法の施行 自治体における人員配置について……………16
（岡山県）
- ・ 食中毒汚染実態調査について……………17
（千葉県）

- 輸出食品に関する事務について……………18
（三重県）
- カンピロバクター食中毒について……………19
（中央区）
- 輸出食品安全証明書の手数料について……………20
（中央区）
- 水道広域化推進プラン、都道府県水道ビジョン、水道基盤強化計画の関係について…21
（新潟県）
- 生活基盤施設耐震化等交付金について……………23
（広島県）

【自治体名】長野県、千代田区

【質疑・要望等事項】

H A C C P

食品等事業者団体が作成した手引書の取扱いについて

【内容（具体的に）】

平成 31 年 2 月 1 日付け薬生食監発 0201 第 1 号「H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」により、食品等事業者への監視指導に当たっては、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認等が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書に基づき実施することとされた。複数の食品を製造している施設であって製品の種類ごとに手引書がある場合には（例えば、生めん・乾めん、パン製造・菓子製造など）、製品毎に異なる手引書で監視指導を行うこととなる。手引書ごとの要求水準も異なることから、監視指導に当たり保健所や事業者の混乱も懸念されるが、あくまでも各手引書に基づき監視指導を行うべきであるか考え方を教示願いたい。

【回答】

今般の食品衛生法の改正により、施設の衛生的な管理については、厚生労働省令で基準を定め、営業者は、当該基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、遵守しなければならない旨、規定されています。

当該基準の運用については、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認等が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書に基づき、実施することとしています。当該手引書は、法令の適合性を判断するため、基準の運用、解釈を示し、事業者の衛生管理の取組及び都道府県等の監視指導を平準化するとともに適切な法令の運用を確保する目的で作成しています。

以上のことから、行政側からの指導については、手引書の範囲でお願いします。

また、最終的な食品等事業者の取組、各都道府県等における監視指導は、「H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」（平成 31 年 2 月 1 日付け薬生食監発 0201 第 1 号）に示しているとおり、当該検討会の確認を終了した手引書に基づき、平準化して取組が行われるようお願いします。

各都道府県等が作成した資料を手引書として使用することを希望する場合は、適切な法令の運用の確保、監視指導の平準化を図る観点から、「食品衛生管理に関する技術検討会」における確認を行うため、具体的な案を作成し、厚生労働省に協議をお願いします。

【自治体名】 滋賀県

【質疑・要望等事項】

HACCP

食品等事業者団体が作成した手引書の取扱い等について

【内容（具体的に）】

平成 31 年度に地方公共団体に対して実施される HACCP 導入支援事業の対象経費、交付要綱、今後のスケジュールについて情報提供をお願いします。食品衛生法改正に伴う人員増に係る地方交付税措置について、情報提供をお願いします。

すでに「HACCP に沿った衛生管理」に取り組んでいる事業者に対して、手引書に基づく指導との整合性はどのようにお考えか。業界団体が作成した手引書から簡易版を作成する場合は、照会が必要とのことだが、記録様式の簡易版についても照会が必要か。

【回答】

今般の食品衛生法の改正により、施設の衛生的な管理については、厚生労働省令で基準を定め、営業者は、当該基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、遵守しなければならない旨、規定されています。

当該基準の運用については、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認等が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書に基づき、実施することとしています。当該手引書は、法令の適合性を判断するため、基準の運用、解釈を示し、事業者の衛生管理の取組及び都道府県等の監視指導を平準化するとともに適切な法令の運用を確保する目的で作成しています。

そのため、各都道府県等が作成した資料を手引書として使用することを希望する場合は、適切な法令の運用の確保、監視指導の平準化を図る観点から、「食品衛生管理に関する技術検討会」における確認を行うため、具体的な案を作成し厚生労働省に協議をお願いします。

また、平成 31 年度 HACCP 導入支援事業の対象経費は、印刷製本費及び通信運搬費となっています。交付要綱の発出は 4 月以降となりますが、その概要については準備ができ次第ご連絡いたします。

地方交付税措置については、平成 31 年度は、各自治体において営業届出制度創設及び営業許可制度見直しへの対応に係る業務量の増加が見込まれることから、職員増員に必要な経費として、標準団体（※1）につき 1 名相当の給与費（※2）について普通交付税措置が講じられる予定です。

※1 標準団体の行政規模：人口 1,700 千人、保健所 9 ヶ所、衛生研究所 1 ヶ所と想定。

※2 職員 B 単価：平成 31 年度は 5,380 千円の予定。

【自治体名】 広島県、千葉市、名古屋市

【質疑・要望等事項】

H A C C P

HACCP 指導に係る通知（H31.2.1 付薬生食監発 0201 第 1 号）等について

【内容（具体的に）】

HACCP 制度化に向けて、HACCP に基づく衛生管理の対象者が明確になっていないため、食品等事業者のへ HACCP を説明するにあたり 7 原則 12 手順に基づいた衛生管理を説明している。しかし、当該通知により、事業者の規模、業種等を考慮し指導することが求められているが、「HACCP に基づく衛生管理」の対象事業者が示されていない。対象事業者の範囲を早急に決定し、HACCP の周知に支障が出ないようにしていただきたい。また、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書では、まだすべての食品等事業者に対応できない。すべての食品等事業者への周知を行うためにも、早急にすべての手引書の確認を終了していただきたい。最後に、食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめでは、基準 B(HACCP の考え方を取り入れた衛生管理)とは、「事業者の実情を踏まえた手引書等を参考に必要に応じて重要管理点を設けて管理するなど、弾力的な取扱いを可能とするもの」とあります。厚労省の説明や資料でも同様の考えであったと理解しておりましたが、今後は当該通知により、「参考に」するのではなく、手引書に「基づき」指導することと方針が変更されたと受け取れるがよいか。（広島県）

パンを含む菓子の製造販売を行う事業者が「HACCP に基づく衛生管理」の対象事業者となるのはどのような場合が想定されるかお示してください（千葉市）

どの手引書にも該当しない業種の食品等事業者への助言指導はどのように行うべきか。近い形態（類似業種）の手引書に基づき助言指導を行うべきであれば、どのような判断基準で手引書を選択すべきか。（例えば小規模給食施設や小規模弁当製造施設は、小規模な一般飲食店事業者向けの手引書でよいか。）（名古屋市）

【回答】

「HACCP に基づく衛生管理」及び「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象事業者については、従前より説明資料等で HACCP に基づく衛生管理の対象事業者を示すとともに、平成 30 年 11 月 29 日から 12 月 18 日に開催した「「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の検討状況に関する説明会」において厚生労働省の考え方を以下の通り示しているところです。

- ① 食品の製造又は加工を行う者のうち、一の事業所において、食品の製造及び加工に従事する者の総数が 50 人未満の者
- ② 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者
（例：菓子の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売、豆腐の製造販売等）
- ③ 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種
（例：飲食店、給食施設、そうざいの製造、弁当の製造等）
- ④ 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種等

(例：包装食品の販売、食品の保管、食品の運搬等)

各業種の手引書については、順次作成しているところです。

(※菓子とは、①若しくは②に該当し、パンは、③に該当します。)

また、今般の食品衛生法の改正により、施設の衛生的な管理については、厚生労働省令で基準を定め、営業者は、当該基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、遵守しなければならない旨、規定されています。

当該基準の運用については、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認等が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書に基づき、実施することとしています。当該手引書は、法令の適合性を判断するため、基準の運用、解釈を示し、事業者の衛生管理の取組及び都道府県等の監視指導を平準化するとともに適切な法令の運用を確保する目的で作成しています。

以上のことから、行政側からは手引書に基づいて指導してください。

なお、手引書が厚生労働省ホームページで公表されていない業種で指導に苦慮される場合は、今後の手引書作成の参考とさせていただきますので、具体的な業種をご連絡ください。

【自治体名】 高崎市

【質疑・要望等事項】

H A C C P

許可申請時等の添付書類（HACCP 導入状況の確認）について

【内容（具体的に）】

今後、事業所の衛生管理計画の策定、遵守状況については、営業許可の更新時や通常調査の際、保健所が確認することとしているが、保健所が事業所の HACCP の導入状況を早期に把握するという観点から、新規の申請、あるいは届出時にも確認すべきと考える。具体的には、7原則12手順に係る文書となると膨大なもので、それらの概要版のような資料の添付を求めるべきと考える。まして、今後、新設される「統合型そうざい製造業」については、新規申請時において HACCP の取組状況（HACCP に基づく衛生管理(旧 A 基準)か否か)の確認が必要なことから、同様の書類で差し支えないと考えるがいかがか。

【回答】

これまでの説明においても衛生管理計画の策定、遵守状況については、営業許可の申請・更新時を含め監視指導等の機会をとらえて確認するとしています（ただし、法制上、営業許可の要件ではないため、新規申請時に衛生管理計画等の書類の提出を求めることはできません）。

また、今般の食品衛生法改正を踏まえ、食品等事業者に対して全国で平準化した指導を実施するために、各自治体が個別の資料の添付を事業者に求めるべきではないと考えます。

【自治体名】 大阪市

【質疑・要望等事項】

H A C C P

HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について

【内容（具体的に）】

平成 30 年 6 月の食品衛生法等の一部を改正する法律の公布により、原則、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求めることとされ、実施にあたっては、対象事業者の規模や業種に応じた衛生管理（「HACCP に基づく衛生管理」もしくは「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」）とすることとされている。今般、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」（平成 31 年 2 月 1 日、薬生食監発 0201 第 1 号）が通知され、今後 HACCP に沿った衛生管理の制度化に向けて、衛生管理の基準を厚生労働省令で規定し、地方自治体による監視指導の内容を平準化するために、監視指導等を行う際は、「食品衛生管理に関する技術検討会」の確認を終了した手引書に基づいて行うこととしている。しかしながら、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の対象施設であっても、衛生レベルの向上を目的とし、HACCP に基づく衛生管理の実施について助言または行政指導を事業者に行うことは、特段の問題はないと考えてよいか。

【回答】

食品衛生法改正の過渡期である現時点においては、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象事業者であって、どのように今回の法改正に対応すればよいか戸惑っている事業者を優先的に助言・指導すべきと考えます。

なお、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の対象施設であっても、事業者自らが衛生レベルの向上を目的とし、HACCP に基づく衛生管理の実施に取り組みたいと希望する場合には助言・指導を行うことは問題ありません。

【自治体名】長野県、三重県

【質疑・要望等事項】

営業許可制度

イベント等における臨時的な営業に関する取扱いについて

【内容（具体的に）】

営業許可制度の見直しに併せて、イベント等における臨時的な営業についても整理をお願いしたいがいかがか。（長野県）

露店や自動車など、自治体ごとに制度が大きく異なるものについて、統一が難しいため法改正には盛り込まないと聞いているが、自治体ごとの差異を減らすための見直しではなかったのか。中途半端に一部の見直しを行うことは、事業者に更なる混乱をきたす要因ではないかと考えるが、いかがか。（三重県）

【回答】

地域特有の事情（取扱い食品の違い等）もあり、自治体により判断したい旨の意見もあることから、全国一律の基準を示すことは困難と考えます。なお、地域の祭りや、学園祭等のイベント、子ども食堂等における飲食の提供のうち、営業とは見なされないものについては届出の規定は適用されませんが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な衛生指導等を実施できるよう、任意の届出の受付を可能とします。

【自治体名】 京都府

【質疑・要望等事項】

営業許可制度

許可等申請料について

【内容（具体的に）】

各自治体における申請手数料の設定において、手数料の全国標準化の是非や、設定幅の設定など、厚生労働省の予定（見解）を示して欲しい。

【回答】

営業許可申請の手数料に関する事項は。地方自治法により条例で定めることとされており、国において全国統一的な目安を示すことはできません。

【自治体名】 大阪府

【質疑・要望等事項】

営業許可制度

食品の営業規制に関する検討会について

【内容（具体的に）】

現在、営業許可対象業種等の見直しや個別基準案について検討されている。最終的に、参酌基準として示された業種別に、従来どおり、複数の許可申請を行うという考えでよいか。また、政省令の公布は6月頃を予定されているが、施行は法の施行日と同日でよいか。特に新設した許可業種について、条例化や申請の時期なども含め、どのような運用を想定されているのか、ご教示ください。

【回答】

取扱い品目に応じた業種の許可を申請することになりますが、主として取り扱う品目に着目し、いたずらに複数の許可を重複して取得させることのないようお願いいたします。

また、施設の基準について、参酌基準を策定することから、今後、施行に向けた条例改正をお願いします。なお、一部の都道府県等では、参酌基準を参照して新たに定めた条例が現行条例よりも厳しい規定となる可能性があるため、当分の間、基準を斟酌して運用できるよう、検討中です。

【自治体名】 高崎市

【質疑・要望等事項】

営業許可制度

許可の考え方について

【内容（具体的に）】

既存の34許可業種の許可を取得している施設において、改正後新設される許可業種（スーパーマーケット営業等）に変更する場合の手続きは、新規の許可が必要と考えるがいかがか。 弁当・調理パン等、既存の許可では、「飲食店営業」の許可で営業可能だった広域流通事業者が、改正後は「そうざい製造業」の許可が必要となるが、その場合も新規の許可が必要と考えるがいかがか。その場合、既存の許可期間内は有効等の経過措置期間を設ける予定はあるか。

【回答】

現行、政令で定める34許可業種の営業許可を取得している事業者については、施行後であっても、設定されている期限まで有効とします。次回更新時に、新設した許可業種への切り替え等の手続きをお願いします。

【自治体名】 中央区

【質疑・要望等事項】

営業許可制度

フローズンチルドについて

【内容（具体的に）】

以前から、フローズンチルド食品の取り扱いについては、苦慮している。現在、多くのフローズンチルド食品が流通している状況であるが、冷凍食品の分類、定義等の見直しをする予定が今後ないなのか。 質疑事項 業種の見直しについて 現行法では、食品の冷蔵業又は冷凍業の許可について、明確な定義がないため対応に苦慮している。今回の業種の見直しにおいて、営業許可業種の定義はどのように明確化されているのかを示されたい。

【回答】

営業規制に関する検討会の取りまとめ案においては、食品を凍結させたものであって、容器包装に入れられたもののうち、冷凍食品として販売されるものを製造する営業とし、冷凍食品の規格を適用しない、そうざいや菓子等のチルド・凍結流通品については、それぞれの食品の製造業（そうざい製造業や菓子製造業等）の許可の対象とする方向で提案しているところです。

【自治体名】 千代田区

【質疑・要望等事項】

営業許可制度、食品衛生申請等システム
廃業時の手続きについて

【内容（具体的に）】

食品衛生法や規則において、営業許可を受けること、申請内容に変更があったときの届出、地位の承継届出については記載があるが、廃業したときの手続きに関する記載がない。今回の法改正では、全国の統一化を図り、施設基準を統一する。そこで、廃業手続きについても統一化を図る必要があると考える。廃業手続きを必要とする場合の決まりと、手続きを示してほしい。特に、営業者および施設の所在地は変更がなく、営業設備を大きく変更した場合について、その変更の程度と適当な手続きの種類（変更届出または廃業届出）を示してほしい。

【回答】

営業許可申請、届出については、電子手続きが行えるよう食品衛生申請等システムを開発することとしています。当該システムには、営業状況を定期的に確認連絡する機能を設け、仮に営業状況が確認できない場合は、当該システムで廃業手続きをすることを可能する仕様としています。

【自治体名】 中央区

【質疑・要望等事項】

食品リコール制度
リコールの報告先について

【内容（具体的に）】

食品衛生法に基づくリコールは、その発生原因と対策について製造所を所管する自治体が指導する必要があるため、食品衛生法に基づくリコールの報告先は、原則、製造所を所管する自治体としていただきたい。それ以外になることはあるか。

【回答】

回収を行う者の氏名（法人の場合はその名称）及び所在地、ただし、回収を行う者が、製造者と異なる場合は、製造者の氏名（法人の場合はその名称）及び所在地を都道府県知事等に報告させることを検討しています。回収を行う者と製造者を所管する自治体が異なる場合は、回収を行う者を所管する自治体から情報共有していただくようお願いいたします。

【自治体名】 三重県、大阪市

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システム
自治体負担額等について

【内容（具体的に）】

現在開発中の食品システムの自治体負担額はいくら程度を見込んでいるか。（三重県）

営業許可申請に関して電子申請システム（以下、「本システム」という。）の導入が厚生労働省主導で進められているが、基本的に本システムは法人の利用が想定されており、広域に出店している法人事業者等においては、本システムの導入により負担軽減が期待される一方、個人事業主などにとっては利用しにくいシステムとなっている。また、本システムは電子申請システムであると同時に台帳管理の役割も有しているが、監視指導履歴等の管理に対応していないため、今後多くの自治体においてシステムを二重で管理しなければならないことが予想される。さらに、本システムとこれまで使用してきた台帳管理システムと連携するためには、既存のシステムを改修することが必要になることも想定され、既存システムの改修費用を各自治体が負担しなければならないことに加え、本システムのランニングコストも各自治体が負担することは、自治体において財政当局の理解が得られないことが考えられる。ついては、電子申請システム導入にあたってそのランニングコストを補助していただくとともに、保有するシステムの改修費用等についても国で負担するようお願いする。（大阪市）

【回答】

食品衛生申請等システムの運用費に関する自治体負担額については、2020年度予算要求の際に関係省庁と協議することとしています。

また、今回開発する「食品衛生申請等システム」は、これまで、各自治体が有していなかった申請、届出等の手続に係る機能を有する情報システムを整備するものです。以下の法律においても、「行政手続等における情報通信の技術の利用」に関し、地方公共団体と国の役割が規定されているため、当該内容を踏まえ、各自治体において必要な予算の確保に努めていただくようお願いします。

※「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」
第九条

地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【自治体名】 三重県、鳥取県

【質疑・要望等事項】

改正食品衛生法の施行
法施行スケジュールについて

【内容（具体的に）】

食品衛生法改正に伴う政省令の公布時期はいつごろを見込んでいるか。（三重県）

食品衛生法関係政省令の改正スケジュールについて 改正食品衛生法に係る全国説明会資料によると2月頃までにはパブリックコメントを実施するスケジュール感となっている。現時点で、より確からしいスケジュールの提示が可能であれば御教示願いたい。（鳥取県）

【回答】

資料において時期を明示しておりませんが、政省令については本年6月を目途に公布予定。年度明け頃に案文のパブリックコメントを実施する予定です。

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】

改正食品衛生法の施行
自治体における人員配置について

【内容（具体的に）】

H A C C P の制度化をはじめとした新しい制度が始まることに加え、検査の管理規定の改正も予定されていると聞いている。自治体における適正な人員配置について考え方を示されたい。

【回答】

食品衛生監視員については、各自治体において、厚生労働省が定めた指針に基づき、地域の実情に応じた監視指導計画を策定し、監視指導を実施するために必要な人員の確保を図ることとされています。

平成 31 年度は、各自治体において営業届出制度創設及び営業許可制度見直しへの対応に係る業務量の増加が見込まれることから、職員増員に必要な経費として、標準団体（※1）につき 1 名相当の給与費（※2）について普通交付税措置が講じられる予定です。

※1 標準団体の行政規模：人口 1,700 千人、保健所 9 ヶ所、衛生研究所 1 ヶ所と想定。

※2 職員 B 単価：平成 31 年度は 5,380 千円の予定。

【自治体名】 千葉県

【質疑・要望等事項】

食中毒汚染実態調査について

【内容（具体的に）】

平成 31 年度は実施しないとのことだが、今後、実施することはないのか。

【回答】

平成 32 年度以降の実施については、未定です。

【自治体名】 三重県

【質疑・要望等事項】

輸出食品に関する事務について

【内容（具体的に）】

輸出食品の取扱いに関する印章登録等について、通知から回答期限までの日数が短く十分な検討ができず困っている。要領の内容、協議の状況等について、少なくとも1か月程度の余裕をもって連絡いただきたいが、いかがか。

【回答】

ご意見を踏まえ、1ヶ月程度の期間を設けるように対応します。

輸出食品に関する事務については、今後も増加が見込まれますが、2国間協議の結果により、登録が必要な事項が異なる場合も想定されますので、公印登録等の各種手続の実施について引き続き御協力いただくようお願いいたします。

【自治体名】 中央区

【質疑・要望等事項】

カンピロバクター食中毒について

【内容（具体的に）】

食品衛生法等の一部を改正する法律の説明会後の質疑応答 35 分類 3 HACCP で、東京都からの質問に対して「カンピロバクター対策については別途検討しているところ」との回答であったが検討内容を示されたい。

【回答】

当省が実施している「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」や厚生労働科学研究において集積した知見を踏まえ、生食用食鳥肉の衛生管理ガイドラインの策定など新たな食鳥肉におけるカンピロバクターの汚染低減策を検討しています。

【参考：質疑応答 35 分類 3 HACCP】

質問

Q問 10 及び問 19 について、「改善が認められるまでの間」とあるが、事実上一度食中毒を出した店舗では鳥刺しは出せなくなると考えてよいのか。生かき等についても同様に考えることになるのか。（そうした場合、風営法のように一度廃業し別の名義で許可を取り直すなどの施設が後を絶たなくなると考える。）

回答

食中毒を発生させた店舗に対する営業の禁停止処分の解除要件として、衛生管理計画の見直しを求めることは可能です。また、カンピロバクター食中毒対策については別途検討しているところです。

【自治体名】 中央区

【質疑・要望等事項】

輸出食品安全証明書の手数料について

【内容（具体的に）】

食品衛生法第 65 条の 4 第 2 項により、国（厚生労働大臣）が輸出食品安全証明書の発行の際は政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないとある。都道府県等が輸出食品安全証明書を発行する際は各自が独自に手数料の額を定めるという理解でよいか。

【回答】

都道府県等が輸出食品安全証明書を発行する際の手数料については、現在も各自治体が地方自治法の規定に基づき条例を制定して必要な手数料を徴収していると承知しています。

【新潟県】

【質疑・要望等事項】

水道広域化推進プランの策定について、平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号、生食発第 0125 第 4 号で総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官の連名で通知（以下「通知」という。）があったところです。同通知の中で、水道広域化推進プラン、水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン（以下「計画等」という。）の関係性は以下のとおり記載されています。①水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定に先立って、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定しているものであること。②水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンの広域化に関する記載内容を活用しつつ、（通知内の）2. に示した記載事項に沿ってその内容を充実されることにより策定することも可能であること。なお、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、水道広域化プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」の広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンへ移行することも検討されたいこと。新潟県では、平成 31、32 年度の 2 年間で県水道ビジョンの策定を予定しているところですが、水道広域化推進プラン、水道基盤強化計画を兼ねる計画等とすることが可能か検討する必要があると考えています。ついては、水道広域化推進プラン、水道基盤強化計画の策定に係るマニュアルの早期の発出をお願いするとともに、本県としては、計画等との関係性を以下のとおりと考えているが、誤り等があれば御指摘くださるようお願いいたします。（1）通知では、都道府県水道ビジョンを策定していない都道府県においては、まずは水道広域化推進プランを策定するように読めるが、先に都道府県水道ビジョンを策定し、その際に、広域化の項目を水道広域化推進プランの要件と同等程度にすれば、両方の計画を兼ねるものとして位置付けることができると考えて支障ないか。（2）都道府県水道ビジョン、水道広域化推進プランは県全域を網羅する計画の位置づけに対して、水道基盤強化計画は広域化を実施する地域毎に策定する計画の位置づけと考えてよいか。

【内容（具体的に）】

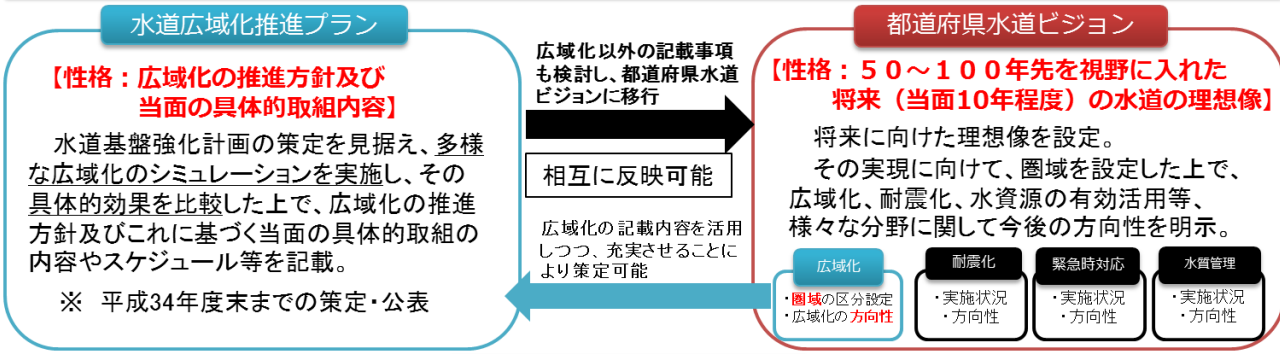
【回答】

ご指摘の水道広域化推進プランの作成の手引きは年度内、水道基盤強化計画の策定の手引きについては夏頃までにお示しさせていただく予定です。

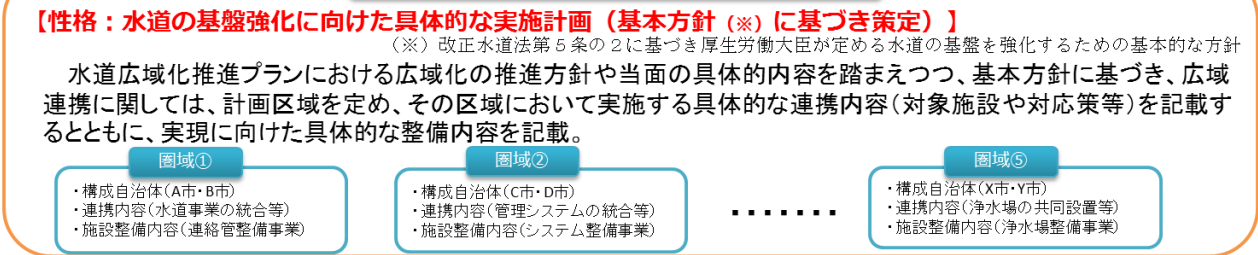
水道広域化推進プラン、都道府県水道ビジョン、水道基盤強化計画の関係については、別添のとおりです。

(1) については貴見のとおりです。
 (2) については、各都道府県の実情を踏まえ、計画区域を各都道府県で1つと定め、計画区域内に各圏域を定めて作成することも、各都道府県内で計画区域を複数に分けて、それぞれの計画区域ごとに水道基盤強化計画を策定することも可能であると考えています。

「水道基盤強化計画」等による広域連携の推進(イメージ図) 別添



水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)



都道府県水道ビジョン：都道府県において水道事業が目指すべき方向等を定めた基本的なビジョン（「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」（平成26年3月19日付け健水発0319第3号厚生労働省健康局水道課長通知））

水道広域化推進プラン：水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及び当面の具体的取組の内容等を定めた計画（「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知））

水道基盤強化計画：水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画（基本方針に基づき策定）（改正水道法第5条の3）

【広島県】

【質疑・要望等事項】

○生活基盤施設耐震化等交付金について

【内容（具体的に）】

広域化事業の見直しが行われ、交付対象事業者の拡充（用水供給事業者、特定簡水以外の簡水事業者）もされる予定とのことであるが、現在の情報では資本単価の要件は残るようである。交付金によるメリットをうける事業者とメリットが受けられない事業者が存在することは、広域化の検討にあたって支障が出るのが考えられるため、交付対象事業者の制限を設けるべきではないと考えるがいかがか。

【回答】

生活基盤施設耐震化等交付金（広域化事業）は、広域化を進めるための施設整備を行う場合に、地理的な条件等により多額の費用を要し、広域化後の事業の経営が圧迫される水道事業者に対して、財政支援をすることにより、広域化の促進を図ることを目的としている。このため、資本単価を要件としているものである。

広域化事業の対象とならない事業者については、広域化事業において交付された交付総額を上限として、広域化後の圏域全体を対象として施設整備に対する財政支援を可能とし、交付金のメリットを受けられるようにしている。

なお、小規模な水道事業者については、広域化の対象とすることが困難な側面があることから、平成31年度より、小規模な水道事業者を含めた広域化であって、一定の条件を満たす場合には、当該小規模水道事業者を資本単価にかかわらず広域化事業の対象とすることとしている。